

OCNケーブルテレビジョン加入契約約款

沖縄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という）と、当社が行う有線テレビジョン放送サービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は以下の条項によるものとします。

第1条（用語の定義）

この約款に使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 加入申込者
当社に加入契約の申込みをする者。
- (2) ホームターミナル
当社が行う有線テレビジョン放送サービスを視聴するために必要なアナログ方式による受信用チューナー機器（以下「HT」という）。
- (3) セットトップボックス
当社が行う有線テレビジョン放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信用チューナー機器（以下「STB」という）。
STBは次の種類をいう。
 - ① STB（録画機能が無い機種）
 - ② HDD-STB（ハードディスク内蔵録画機能付き機種）
 - ③ BD-HDD-STB（ブルーレイ・DVD・ハードディスク内蔵録画機能付き機種）（以下、特に機種の区分をしていない場合は、上記の全機種を含むものとする）
- (4) 保安器
責任分界点および施設保護のために設置する機器。
- (5) 受信機
テレビ、パソコン、ラジオ等のHT・STBに接続される機器。
- (6) 周辺機器
録画機能を有する機器、音響機器、その他機器等のHT・STBに接続される機器。
- (7) B-CASカード
地上デジタル放送、BSデジタル放送用のICカード。
- (8) C-CASカード
当社デジタルサービス用のICカード。

第2条（サービス）

当社は、加入者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行います。

- (1) 基本サービス
放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送およびデジタルデータ放送の各同時再送信サービスならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。
- (2) オプションサービス
放送事業者のテレビジョン放送ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。
- (3) その他のサービス
当社が別途定めるその他のサービス。

第3条（契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第4条 (契約の成立)

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 当社のサービス提供が、施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。
- (2) 加入申込者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- (3) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。
- (4) その他加入申込者が、本約款に違反するおそれがある場合。

第5条 (加入金および引込工事費)

当社に加入しサービスの提供を受けようとする者は、次により加入金および引込工事費を支払うものとします。

- (1) 加入金は1受信機1万5百円とします。ただし同一住居、ホテル、事業所等における増設受信機については加入金は不要とします。
- (2) 加入金は加入契約時に払い込むものとします。払い込まれた加入金は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでのあいだにその申込みを撤回する場合、または当社の責による解約の場合以外は、払戻しは致しません。
- (3) 引込工事費は実費とし、工事完了時に支払うものとします。

第6条 (HTおよびSTB)

加入者は、当社が提供するHTおよびSTBを、当社より購入または別表のレンタル料金を支払うことで貸与を受けることができます。

- 2 前項により加入者が当社より購入したHTおよびSTBについては、設置工事完了日から12ヵ月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。
- 3 第1項により当社より加入者が貸与を受けるHTまたはSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失によりHTまたはSTBを破損または紛失した場合には、加入者は当社のHTまたはSTB販売価格相当分を当社に支払うものとします。ただし、HTおよびSTBの付属品については、加入時は無償で提供しますが、その後の提供については有償とします。
- 4 第1項により当社よりHTまたはSTBの貸与を受けた加入者は、解約時にHTまたはSTBを返還するものとします。
- 5 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 6 加入者からの要請によるSTB交換の費用は、加入者負担とします。

第7条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱い)

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

- 2 STBを利用する加入者は、STBの購入、貸与の別にかかわらずSTB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

- 3 C-CASカードの所有権は当社に帰属するものとし、加入者がC-CASカードの内容・改変等を行うこと禁止し、それが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとしします。
- 4 加入者がC-CASカードを破損または紛失した場合には、別表に定める損害金を当社に支払うものとしします。

第8条 (利用料金)

- 加入者は、サービスの提供を受けた日から別表に定める利用料金およびHTレンタル料金またはSTBレンタル料金の合計額を支払うものとしします。ただし契約当月の基本サービス料金は、サービスの提供を受けた日の翌日からの日割り計算としします。
- 2 当社が第2条に定める全てのサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、前項の規定にかかわらず当該月の利用料金は無料としします。
 - 3 当社は社会経済情勢等の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。
 - 4 NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中にも含まれません。
 - 5 基本サービスを2台以上利用する場合、利用する基本サービスの利用料金の最も高いサービスを1台目の利用料金とし、2台目以降の利用料金は、別表（料金表）の2台目以降利用料金を適用します。

第9条 (料金等の支払方法)

- 加入者は、当社に工事費について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとしします。
- 2 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとしします。
 - 3 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとしします。
 - 4 利用料金を一括前納する場合は、6ヵ月前納の場合は利用料の5.5%、1年前納の場合は利用料の8.3%をそれぞれ割引します。ただし、途中で解約した場合は割引を適用しないものとして清算し、残金がある場合は、払戻しするものとしします。

第10条 (遅延損害金)

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとしします。

第11条 (施設設置の費用負担および所有権等)

当社のサービスに必要な施設の工事ならびに保守は、次により当社または当社の指定する業者が行うものとしします。

- (1) 当社が設置した施設のうち引込端子までの費用は当社が負担し、これを所有します。
- (2) 引込端子から受信機入力端子までの工事に要する費用は引込工事費として加入者が負担します。

第12条 (設置場所の無償使用および便宜の供与)

当社は施設を設置するために必要な場合、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとしします。

- 2 加入者は、地主、家主、その他利害関係人があるときは、あらかじめ施設の設置について必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとしします。
- 3 加入者は、当社または当社の指定する業者が施設の検査、修復等を行うために加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとしします。

第 13 条 (故障)

当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者の受信機に起因する受信異常および周辺機器等の異常については、この限りではありません。

- 2 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとしします。
- 3 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとしします。

第 14 条 (当社の責任および免責事項)

当社の維持管理責任の範囲は、保安器までとしします。

- 2 保安器の出力端子以降の施設および受信機、周辺機器等に起因する事故ならび天災等による事故、および各製品上の不適合については、当社はその責任を負わないものとしします。
- 3 当社は、当社施設および保安器までの維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとしします。

第 15 条 (録画機能付き STB について)

当社は、録画機能付き STB の録画再生機能の故障、不具合等が原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画ができなかった場合の補償、およびこれによって生じた損害について原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとしします。

- 2 当社は、加入者が録画・編集したデータを他の媒体に移動または複製した際に生じた録画・編集したデータの減失・毀損・不具合等は、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとしします。
- 3 加入者は、当社が録画機能付き STB を修理又はその他の理由により交換・回収する場合には、あらかじめ録画・編集した記録データの一切の権利を放棄するものとしします。

第 16 条 (放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第 17 条 (設置場所の変更)

加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が同一建物内または同一敷地内の場合に限り、本施設、HTもしくはSTBの設置場所を変更できるものとしします。

- 2 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとしします。

第 18 条 (転居)

加入者が転居等による受信設備の移転を行おうとする場合は、移転を希望する日の 14 日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社の施設設置区域に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は加入者が負担するものとしします。

第 19 条 (名義変更)

相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとしします。

- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者および旧加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 3 名義変更に伴い、新たに発生するB-CASカードの変更手数料は別表のとおりとし、加入者が負担するものとします。

第20条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

- 2 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 3 加入者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第4条の規定に準じて取り扱うものとします。

第21条 (加入者の禁止事項)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、録画機器、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

- 2 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができないものとします。
- 3 前項の規定に違反して、当社のサービスを提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用について違約追徴金を支払わなければならないものとします。
- 4 無断で増設した設備については、改めて適切な設備工事を行い、受信契約を行った後でなければ使用することはできないものとします。その修復に要する費用は加入者が負担するものとします。
- 5 当社の提供するサービスを視聴する目的で、当社が設置した設備、HTまたはSTB等以外の不正な機器等を使用することを禁じます。

第22条 (解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

- 2 前項による解約の場合、加入者は、第8条第1項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算によって清算します。
- 3 第1項による解約の場合、当社は当社施設および引込線を撤去し、撤去に伴う費用は加入者が負担するものとします。なお加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用も負担するものとします。

第23条 (契約の解除)

当社は、加入者または第9条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下未納金という）を支払う義務を負います。

- 2 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとし

ます。

- 3 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第24条（休止）

加入者の都合により視聴の休止を希望する場合には、文書により申し出て、当社の承認を得るものとします。この場合当社はすべてのサービスの提供を停止し、3ヶ月以内を限度とし、その間は別表に定める施設維持管理費（休止料金）を負担し、利用料は免除するものとします。

但し、特別の理由があり、当社が認めた場合に限り6ヶ月を限度として休止することができるものとします。

- 2 加入者の都合による視聴の休止開始より6ヶ月以内に視聴を開始しない場合は、解約となります。
- 3 録画機能付きSTBを利用している加入者が、加入者の都合により視聴の休止を希望する場合には、録画機能付きSTBの撤去または録画機能が付かないSTBへの交換をします。交換・回収の費用は加入者負担とします。

第25条（サービス提供の停止による損害の賠償）

当社は、次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (1)天災、事変。
- (2)放送衛星、通信衛星の機能停止。
- (3)その他当社の責に帰することのできない事由。

第26条（個人情報）

当社は、加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護ポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 2 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の保護に関する宣言」において公表するものとします。

第27条（国内法への準拠）

この契約約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については那覇地方裁判所を管轄裁判所とします。

第28条（約款の改定）

この約款は、総務大臣に届けたうえで改定することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

附 則

1. 一括加入、ホテル等の業務使用については別に定めます。
2. この約款は**平成23年10月1日より施行します。**

別 表 (料金表)

(消費税込み金額)

料 金 の 種 類		金 額		支 払 日
加入金		10,500 円		契約時
引込工事費		実 費		工事完了翌月 10 日
HT レンタル料金 (月額)		1 台あたり 472 円/月		翌月 10 日
STB レンタル料金 (月額)		1 台あたり 735 円/月		
HDD-STB レンタル料金		1 台あたり 1,680 円/月		
BD-HDD-STB レンタル料金		1 台あたり 3,780 円/月		
基本サービス (HT・STB・ 録画機能付き STB レンタル料 金を含む月額)		1 台目	2 台目以降 (1 台当り)	翌月 10 日
	アナログコース (注)	3,360 円	1,365 円	
	デジタルミニコース	1,995 円	1,995 円	
	デジタルポピュラーコース	4,305 円	2,625 円	
	デジタルプライムコース	4,830 円	2,940 円	
	デジタルミニコース (HDD-STB 設置時)	2,940 円	2,940 円	
	デジタルポピュラーコース (HDD-STB 設置時)	5,250 円	3,570 円	
	デジタルプライムコース (HDD-STB 設置時)	5,775 円	3,885 円	
	デジタルミニコース (BD-HDD-STB 設置時)	5,040 円	5,040 円	
	デジタルポピュラーコース (BD-HDD-STB 設置時)	7,350 円	5,670 円	
	デジタルプライムコース (BD-HDD-STB 設置時)	7,875 円	5,985 円	
オプション サービス (月額)		スター・チャンネル 1・2・3	2,100 円	翌月 10 日
		スター・チャンネル 1・2・3 (SD) (注)	2,100 円	
		衛星劇場HD	1,995 円	
		衛星劇場 (SD) (注)	1,890 円	
		グリーンチャンネル グリーンチャンネル 2	1,260 円	
		フジテレビ NEXT	1,050 円	
		フジテレビ NEXT・ ONE・TWO 3ch セッ ト ※	1,576 円	
		東映チャンネル	1,576 円	

オプションサービス (月額)	デジタルコース	テレ朝チャンネル	630 円	翌月 10 日
		V☆パラダイス	730 円	
		TBSチャンネル	630 円	
		J Sports 4	1,365 円	
		クラシカ・ジャパン	3,150 円	
		プレイボーイ・チャンネル	2,625 円	
		レインボーチャンネル	2,415 円	
	デジタルコース	ミッドナイト・ブルー	2,415 円	
		パラダイステレビ	2,100 円	
		ピンクチェリー	2,100 円	
		ちえりーぼーいセット	3,150 円	
		ゴールデンアダルトセット	3,150 円	
		ディズニー・チャンネル ディズニーXD 2chセット ※	730 円	
		囲碁・将棋チャンネル ※	1,470 円	
		ザ・ゴルフチャンネル ※	1,050 円	
アナログコース休止料金 (月額)	HT 1 台あたり	525 円	翌月 10 日	
デジタルコース休止料金 (月額)	STB 1 台あたり	735 円		
C-CASカード損害金	1 枚あたり	2,100 円		
B-CASカード名義変更手数料	1 枚あたり	2,000 円		変更時毎
HT販売代金	1 台あたり	24,150 円		販売終了
STB販売代金 (注)	1 台あたり	22,575 円		販売時
HDD-STB販売代金 (注)	1 台あたり	65,940 円		販売時
BD-HDD-STB販売代金 (注)	1 台あたり	117,600 円		販売時
STB・録画機能付き STB 交換費用	1 台あたり	3,150 円		交換時
解約撤去費用	1 契約あたり	5,250 円		撤去時

(注：販売する STB および録画機能付き STB に、B-CAS カードは含まれていません)

(注：番組ガイドは 1 契約に 1 冊は無料で提供致します。2 冊目以降は有料 (200 円/冊) です。)

(注：ディズニー・チャンネル ディズニーXD 2chセット及び囲碁・将棋チャンネル、ザ・ゴルフチャンネル、フジテレビNEXT・ONE・TWO 3chセットはデジタルミニコース利用時のみ、オプションサービスとして提供致します。)

(注：アナログコースは新規加入申込を終了致しました。)

(注：スター・チャンネル 1・2・3 (SD) については新規申込みを終了致しました。)

(注：衛星劇場 (SD) は平成 24 年 3 月末で終了致します。)

(改 H23.10.01)